

## 仕様書

### 1. 件名

児童会館等 Wi-Fi 整備業務

### 2. 履行期間

契約日～令和 6 年 3 月 31 日まで

### 3. 委託概要

市内 200 館所在する児童会館等にアクセスポイントを設置し、Wi-Fi 環境を整備するもの。

### 4. 履行場所

履行場所及び機器設置場所は別紙の通り。

※詳細図面等については本市より別途提供とする。提供を希望する際は、11 連絡先に問い合わせること。

### 5. 調達内容

受託者は、「4. 履行場所」の施設内の指定の場所において委託者の要望場所で利用出来るよう Wi-Fi 環境を構築すること。

また利用者の利便性やセキュリティ確保のため、(1) から (4) の要件を満たし構築すること。なお、インターネット接続については、「6. Wi-Fi サービス要件」に記載した要件を満たすこと。

但し、本調達において建物固有の状況等により、別途必要資材、条件が発生する場合は、その都度受託者と協議の上進める。

#### (1) 現地調査

(ア) アクセスポイントの設置位置、LAN 敷設ルートの調査を必要に応じて実施すること。

(イ) インターネット回線は既設を利用するため、既設の ONU、ルータ等の位置を必要に応じて確認すること。

(ウ) 現地調査については、各施設の開館時間中※に原則実施すること。

具体的な作業日時については、本市と協議のうえ決定すること。

やむ終えず平日日中の時間帯に実施できない場合は、各施設と調整を実施し、調査を行うこと。

※ 会館時間

児童会館 8 : 45～18 : 00 それ以外 12 : 00～18 : 00

#### (2) アクセスポイント要件 (ギガらく Wi-Fi・ライトプラン相当)

- (ア) アクセスポイント 1 台につき、通信端末概ね 30 台程度が接続利用できること。
- (イ) IEEE802. 11a/n/ac および IEEE802. 11b/g/n に対応すること。
- (ウ) 電波干渉の少ない無線チャネルを自動選択できること。
- (エ) 電波干渉の少ない 5GHz を優先的に利用し通信端末と接続可能なこと。
- (オ) 暗号化方式、WPA2 で接続可能なこと。
- (カ) 以下の設定が可能であること。
  - (a) SSID ステルス機能を利用できること。
  - (b) Wi-Fi 接続端末同士の通信禁止ができること。
  - (c) マルチ SSID を利用できること。
  - (d) 電波オン・オフの週間スケジュールを設定できること。
  - (e) SSID 毎、または Wi-Fi 接続端末あたりの通信帯域を設定できること。
  - (f) 設定変更、保守用の連絡先を有し、遠隔での設定変更等をオペレーターに依頼できること。(遠隔での設定変更可否については、その都度相談とする。)
- (キ) アクセスポイントへの給電方法は、IEEE802. 3af に準拠した PoE 給電が利用可能となっていること。
- (ク) アクセスポイント機器の寸法は、奥行 200mm、幅 200mm、高さ 35mm 以内にする。
- (ケ) Wi-Fi 接続不可等のトラブル時や問合せに応じるヘルプデスク体制を有すること。  
なお、ヘルプデスクは 365 日、9 : 00 - 21 : 00 受付可能な体制とすること。
- (コ) アクセスポイント故障時は、迅速に交換用のアクセスポイントを送付すること。

### (3) PoE 給電 HUB 要件 (ギガらく Wi-Fi・LAN 給電オプション相当)

- (ア) IEEE802. 3af/at 規格の LAN 給電ポートを要し、アクセスポイント 1 台以上に電源供給できること。
- (イ) アクセスポイントと PoE 給電 HUB 間の LAN ケーブルの故障を診断できる機能を有すること。

### (4) 機器設置

- (ア) Wi-Fi 利用に必要な機器 (アクセスポイント、PoE 給電 HUB) について設置及び設定すること。
- (イ) アクセスポイントは、なるべく悪戯や移動中の市民が当たらない様、配慮した場所に設置すること。
- (ウ) LAN 敷設工事については、各施設の開館時間中※に原則実施すること。  
具体的な作業日時については、本市と協議のうえ決定すること。  
やむ終えず平日日中の時間帯に実施できない場合は、各施設と調整を実施し、調査

を行うこと。

※ 会館時間

児童会館 8 : 45 ~ 18 : 00 それ以外 12 : 00 ~ 18 : 00

(エ) アクセスポイントの設置は落下防止を考慮すること。

(オ) LAN ケーブルが露出する場合は、ケーブル保護カバー（モール）を設置する等配慮すること。

(カ) アクセスポイント、PoE 給電 HUB 等、Wi-Fi が利用できるようにすべての LAN 配線を行うこと。

(キ) 電源は、PoE 給電 HUB 設置予定の最寄りのコンセントから供給すること。

**(5) 数量**

(ア) アクセスポイント : 200 台

(イ) PoE 給電 HUB : 200 台

(ウ) LAN ケーブル、必要に応じてケーブルカバー等 : 一式

(エ) (ア) ~ (ウ) で調達した機器の取り付け等 : 一式

**6. Wi-Fi サービス要件**

**(1) 利用書へのサービス提供方法**

(ア) 誰でも無料で利用できるサービスとすること。

(イ) 他の有料公衆無線 LAN サービスおよび事業者無線 LAN とのローミングは提供しないこと。

**(2) インターネット接続**

(ア) インターネット回線およびプロバイダは各施設にある既設環境を利用する、その際に品目変更を実施する館があるため、その場合には光電話対応機器の交換及び設定業務も実施すること。

なお実施対象拠点は別紙のとおり

(イ) アクセスポイントはそれぞれ既設インターネット回線に適宜接続すること。

**(3) サービス提供時間帯**

24 時間 365 日（計画による停止 / 定期保守を除く）サービス提供を可能とすること。

**(6) 対応する端末・OS およびブラウザ**

(ア) スマートフォン端末・タブレット端末で動作することを前提とする。

(a) OS : iOS、Android、Windows11 等標準的な OS で動作すること。

(b) ブラウザ : Edge、Mozilla Firefox、Google Chrome、Safari 等標準的なブラウザで閲覧・操作できること。（Safari、Chrome、Edge は必須。）

(c) 特別な設定やプラグイン等が不要な環境で動作すること。

**(7) SSID**

本市独自の SSID での運用を基本とする。

## 7. 設計・構築要件

本書の委託範囲を理解した上で設計、構築作業を行うこと。

## 8. 利用期間

整備期間中の工事完了日以降～令和6年3月31日

## 9. 成果品

- ・Wi-Fi 設定書
  - ・Wi-Fi 接続方法手順書
- ※CD-R 等で提出すること

## 10. その他

(1) 本調達に必要な部材、機材、機器、消耗品、交通費、人件費等の諸経費は、すべて受託者にて負担すること。

但し、本調達において建物固有の状況等により、別途必要資材、条件が発生する場合は、その都度受託者と協議の上進める。

(2) 本調達に必要な部材等については、受託者の責任で手配すること。

(3) 本調達に必要な申請手続きは、受託者が行うこと。

(4) 本調達の安全管理は受託者の責任で行い、本市はその責を負わない。

(5) すべての作業が終了するまでの間、進捗状況に応じて片付け及び清掃を行うこと。発生する不要資材等は、受託者が搬出し自らの責任において適切に処分すること。

(6) 受託者が作業中、受託者の故意、又は過失により、本市の所有物又は共有部分に破損を生じた際には、速やかに本市に報告のうえ受託者の責任で原状回復を行うこと。

(7) 仕様のない事項又は仕様について生じた疑義については、本市と協議のうえ解決すること。

(8) 本業務における契約は、受託者の申込書、契約書等を使用することも可とする。ただし、受託者は事前に本市に申込書、契約書等を提示すること。

## 11. 担当連絡先

札幌市子ども未来局子ども育成部子ども企画課

山本 TEL 011-211-2989 mail houkagojidou@city.sapporo.jp